

職の指定等に関する条例の設定についてに賛成いたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○鈴木富美子議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第16号について、総務委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

再度申し上げます。原案について採決いたします。

議案第16号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○鈴木富美子議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてから、日程第5、議案第20号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの4件について、討論の通告はありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第18号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第20号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渡部正之文教常任委員長。

(渡部正之文教常任委員長登壇)

○渡部正之文教常任委員長 令和7年3月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました請願1件について、審査いたしました経過

と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席の下、紹介議員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出について申し上げます。

本請願は、学校給食の早期無償化を目指す山形県民の会、代表委員高木紘一氏から提出があったものです。

趣旨とするところは、学校給食法を改正し、国の責任において、全ての市町村で学校給食の無償化を実施できるように進めること、国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する各市町村に対して、その財政支援の拡充を図ることを求める意見書を政府に対し提出していただきたいとするものです。

討論に入り、委員からは、給食費無償化によって保護者の関心や学びの機会がなくなる懸念もある。無償化が本当に子供たちのためになるのか、もう少し慎重に検討すべきと考え、反対するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、市民は異常な物価高騰の中、給食無償化を強く求めているなどの理由から、意見書提出に賛成するとの意見が出されたところでもあります。

さらに、委員からは、学校給食を無償化することは、子供たちの健やかな成長を支え、子育て世帯の負担を軽減し、さらに少子化対策としても重要な意味を持つと考えるため、本請願の採択に賛同し意見書の提出を強く求めるとの意見が出されたところでもあります。

さらに、委員からは、本来、給食や高校授業料の無償化は、財源及び質の保障とセットで論ぜられるべきもの、また、意見書提出に当たっては、丁寧な制度設計を求めることも含めた文言とすることが適切であると考え、請願

事項1の文言、「学校給食法を改正し、国の責任において」を、「学校給食法を改正し、国の丁寧な制度設計と財源確保により」とするのが適当とした上で、採択すべきとの意見が出されたところでもあります。

裁決の結果、本請願は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、文教常任委員会の報告を終わります。

○鈴木富美子議長 委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号4番、鈴木 裕議員。

（4番鈴木 裕議員登壇）

○4番 鈴木 裕議員 清和長井の鈴木 裕です。

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出についてに対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、全国の義務教育学校で学校給食費の無償化の実施状況はどのようになっているか、その実態を認識しておく必要があります。文部科学省では、2023年度に調査したところ、全国1,794教育委員会のうち、学校給食費の無償化を実施中、または実施予定は775の都道府県教育委員会、市町村教育委員会で、そのうち93.2%の722教育委員会が学校給食無償化を実施中、5.2%が2023年度に実施予定という結果であります。何らかの形で実施中の自治体は40.2%、無償化予定のない自治体は1,019で

56.8%となっています。給食無償化を実施中の自治体のうち、小・中学校の全員を対象に完全無償化している自治体は547で、全国の自治体比率からしますと30.5%となっています。また、支援要件を設けて無償化を実施すると回答した145教育委員会のうち、多子世帯に限定するが最も多く、135の88.2%となっています。

次に、給食費が保護者負担になっている根拠ですが、学校給食費については学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）第11条に規定され、第1項では、学校給食の実施に必要な施設、設備費、学校給食に従事する職員の人件費、修繕費は、義務教育学校の設置者の負担とする、第2項に、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とする旨が明記されています。

本市も、この法律にのっとり、給食共同調理場設置と運営に係る費用は本市が負担し、給食費、食材は保護者にいただいて給食提供を行っているわけです。本市の令和7年度給食共同調理場維持管理運営事業費は、PFI委託料1億4,641万6,000円と施設建設費の後年度負担金5,165万3,000円、合わせて1億9,800万円が計上されています。給食費は家庭が負担していますが、給食共同調理場運営に係る経費として、本市は毎年1億9,000万円という多額を支出していることを承知しておかねばなりません。

初めに、給食無償化について懸念される5つの問題を申し上げます。

1つ目は、財源確保の問題です。給食費を無償化するためには、多額の税金が必要になります。その財源をどのように確保するかが課題となります。約4,800億円から5,000億円の財源が必要とされ、文部科学省の約1割の予算となります。増税や、新たな財源の確保が必要となり、これがほかの行政サービスの削減になる可能性があります。

2つ目は、公平性の問題です。経済的に余裕ある家庭にも無償で給食を提供することが本当

に公平なのか疑問です。低所得者は既に福祉制度で免除されている場合が多いため、無償化が全ての家庭にどれだけ効果的なのか分かりません。

3つ目、家庭の責任の希薄化です。給食費を家庭が負担することで、家庭が食材や内容について関与し、監視する役割を果たすことができます。給食費は、本来、家庭が負担すべきものであり、完全無償化によって食育や子供の食費に対する責任感、この関与が薄れ、子供たちへの教育に悪影響を与えてしまうという懸念があります。本市の学校給食運営委員会の中でも、PTA保護者からは、給食の質とサービスを落とさないよう意見が言えるよう、給食無償化は望んでいないとの意見があることは、過去の議会答弁でも明らかです。

4つ目、サービス、質の低下です。無償化によって予算が制約され、食材の質や給食のバリエーションが制限される可能性があります。現在の有償制度では、一定の予算が確保されているため、バランスの取れた給食の措置が可能ですが、無償化すると、食材の無駄や給食の質の低下が懸念されます。

5つ目、他の教育施策のバランスです。給食無償化の予算が教育全体のほかの分野、例えば教科書、施設設備、教職員の待遇改善などから削減されることで、ほかの優先すべき教育施策に対し資金不足で教育の質が低下するおそれがあります。

次に、請願趣旨の中で私の認識との相違点を指摘いたします。

請願の中に、食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するのではなく、義務教育の段階においては教科書と同様に無償化することが望まれますというくだりがありますが、私の認識と異なる考えが2か所あります。

1つは、食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化というところで、学校給食の無償化が食育に必要な不可欠と言っていますが、私は、前に述べたように、無償化になれば、本来親が負担すべき食費に対しては責任がなくなり、子供の教育に悪影響を及ぼすとの考え方です。親が給食費を負担することは、食育上、極めて重要なことと認識しており、給食無償化が食育のために必要不可欠という考えは正反対で、到底理解できるものではありません。

もう一つは、義務教育の段階においては教科書と同様に無償化することが望ましいとありますが、教科書と同様に無償化することが望ましいという根拠はどこから来るのか分かりません。教育の義務は、親が子供に教育を受けさせる義務を負うことが憲法に明記され、教科書は国民ひとしく教育を受けられるよう国が無償で提供しているものと認識しております。教科書と同じように無償化せよという考えは、義務教育だから給食無償化は当然だろうと受け取れますが、論理に飛躍に甚だしいものがあります。義務教育と給食無償化は全く関連性はなく、次元の違うところで議論すべきものです。

それでは、私の給食費無償化に反対する意見を申し上げます。

まず、給食費無償化というこの施策は、何のための施策を、政策を実現するための施策なのか分かりません。少子化対策でしょうか、子育て支援でしょうか、困窮者支援でしょうか、物価高騰対策支援でしょうか。政策目標がはっきりしない施策に多額の税金を導入することはいかなもののでしょうか。仮に給食費無償化に必要な5,000億円で、少子化対策を目的として、例えば第2子以降の生まれた子供に100万円を支給するような多子政策を行えば、生まれてきた子供50万人に給付できます。むしろ政策目的がはっきりしたこのような施策こそが、今、急激な少子化に向かう我が国の施策として重要な

ことでないでしょうか。ここ数年、近隣市町の首長選などで給食費無償化を公約に掲げた選挙戦がありました。政策目的をはっきり示さず、給食費無償化の財源についてはうやむやにして、子育て世代の票などを目的とした選挙対策に利用された感が否めません。

次に、親が自分の子供の食事を国や自治体のお世話になるということはどのように考えるのかを問わなければなりません。無償化によって親が給食費を負担しない場合、家庭での食に関する関心や意識が薄れる可能性があります。これにより、学校と家庭が連携して食育を進める難しさが生じてきます。また、一部の生徒が給食の価値を認識しにくくなり、無料だからという理由で食べ残しにつながる可能性もあり、食材を大切に作る意識が乏しくなる懸念があります。さらに、予算制約の結果、食材の質や種類が限られ、栄養面のバランスや多様性が損なわれるなど、食育の幅を狭めるリスクとなります。子供への食事は、親の責任でしっかりと与えることが親の養育の義務を果たすことでないでしょうか。財源が国であるか、地方自治体であるか、給食費を無償化にできる財源があるか否かではありません。給食費が国により無償化されれば、さきに申し上げた5,000億円の財源不足に落ち、必ずほかの行政サービスに悪い影響が生じます。本市学校給食運営委員会で給食の質やサービスに意見が言えるよう、給食費無償化は望んでいないという本市の児童生徒の保護者の意見でした。私たちはこの声を議会に届け、政策に反映させる使命を負っています。給食費無償化は必要ないという親の声があるのに、国に給食費無償化を求めることは断じてあってはなりません。

以上のような理由により、私は本請願に反対いたします。良識ある議員の皆様には反対理由をぜひご理解賜り、反対の意思表示をお願い申し上げます。反対討論といたします。

○鈴木富美子議長 次に、議席番号1番、平井直

之議員。

(1 番平井直之議員登壇)

○1 番 平井直之議員 21 爽風会の平井直之です。

請願第 1 号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出について、賛成の立場で討論を行います。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において活用することができます。特に給食の時間では準備から後かたづけを通して計画的、継続的に指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせることができます。また学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど、高い教育効果が期待できます。

この学校給食は、近年、子育て支援、保護者の経済負担軽減などの目的で、小・中学校の給食費を無償化、または一部負担をする自治体が増えてきています。学校給食費完全無償化について、県内では 2024 年に米沢市、鶴岡市、寒河江市、山辺町、中山町など 13 市町村に広がっており、2025 年次年度からは天童市、尾花沢市、金山町等が小・中学校の給食費完全無償化の予定と聞いております。しかし、給食費完全無償化には近年の原材料費及び燃料費の高騰に伴い値上げが相次いでおり、厳しい地方財政を圧迫するなど、無償化に踏み切れない市町村もあります。

子供たちは、全国どこに住んでも平等であるべきで、住んでいる場所によって給食費やクオリティーに差が出てくるのはよくないと考えます。そのためにも、給食費無償化は国の責任に

おいて実施することが望まれます。

今、政府は、給食費無償化の取組などの中で、2026 年度から小学校の給食費無償化、その後に中学校の無償化の議論が報道されております。このたびの請願は、そのような議論の後押しにもなります。学校給食費無償化は、大きな子育て支援、保護者の経済負担の軽減となります。国による学校給食の無償化を求める意見書提出については、採択すべきと考えます。議員各位のご賛同いただけますことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○鈴木富美子議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

請願第 1 号について、文教委員長報告は、採択であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○鈴木富美子議長 起立多数であります。

よって、請願第 1 号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木 裕厚生常任委員長。

(鈴木 裕厚生常任委員長登壇)

○鈴木 裕厚生常任委員長 令和 7 年 3 月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案 3 件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 11 日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。